



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 共英製鋼株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 浩二
(コード番号：5440 東証第一部)
問合せ先 執行役員人事総務部長 末包 順一
(TEL：06-6346-5221)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 22 日開催予定の第 71 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の現況に即し、今後の事業展開および事業内容の多角化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結できる役員~~の範囲~~が変更されたため、新たに責任限定契約を締結できることとなった非業務執行取締役および社外監査役でない監査役についても、その役割が十分に発揮できるように責任限定契約の対象とするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
〔目的〕 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (条文省略)	〔目的〕 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (現行どおり)
(新 設) 13. 前各号に附帯する一切の事業	13. <u>自然エネルギー等による発電および電気の供給・販売・管理・運営</u> 14. 前各号に附帯する一切の事業
第3条～第 38 条(条文省略)	第3条～第 38 条(現行どおり)
〔損害賠償責任の一部免除〕 第 39 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2)当社は、 <u>社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結</u> することができる。ただし、 <u>その損害賠償責任の限度額</u> は、法令が規定する額とする。	〔損害賠償責任の一部免除および制限〕 第 39 条 当社は、 <u>会社法第 426 条の規定により</u> 、取締役会の決議をもって、 <u>同法第 423 条の行為に関する</u> 取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2)当社は、 <u>会社法第 427 条の規定により</u> 、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、監査役および会計監査人との間に、 <u>同法第 423 条の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結</u> することができる。ただし、 <u>当該契約に基づく賠償責任の限度額</u> は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 22 日(月)[予定]
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 22 日(月)[予定]

以 上